省令

○総務省令第二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十二条第四項の規定に基づき、平成二十一年七月二十一日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令を次のように定める。

平成二十一年七月二十四日

総務大臣　佐藤　勉
外務大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫

平成二十一年七月二十一日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令

平成二十一年七月二十一日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙に係る公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十二条第四項に規定する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号の規定による投票をしなければならない時間は、別表のとおりとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表

在外公館等投票記載場所	投票をしなければならない時間
在ジャカルタ日本国総領事の管理する投票を記載する場所	投票期日前六日午前九時三十分から午後三時までの間

○国土交通省令第四十九号

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項及び海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十二条第五項の規定に基づき、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月二十四日

国土交通大臣　金子　一義

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「船舶に対する」を削り、「海賊行為（」の下に「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第二条に規定する海賊行為及び」を、「規定する海賊行為」の下に「（船舶に対するものに限る。）」を加え、同条第三号中「船舶に対する」を削る。

第二十一条の見出しを「（警備情報課の所掌事務）」に改める。

第八十一条の三第二号及び第三号中「船舶に対する」を削る。

附　則

この省令は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）の施行の日（平成二十一年七月二十四日）から施行する。

告示

○総務省告示第三百八十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号の規定に基づき、平成二十一年七月二十一日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙に係る在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を次のように指定する。

平成二十一年七月二十四日

総務大臣　佐藤　勉

在インドネシア日本国大使、在パキスタン日本国大使、在フィリピン日本国大使、在ブータン日本国大使、在モルディブ日本国大使、在アンティグア・バーブーダ日本国大使、在ガイアナ日本国大使、在グレナダ日本国大使、在スリナム日本国大使、在セントクリストファー・ネーヴィス日本国大使、在セントビンセント日本国大使、在セントルシア日本国大使、在ドミニカ日本国大使、在ハイチ日本国大使、在バハマ日本国大使、在バルバドス日本国大使、在ベリーズ日本国大使、在ペルー日本国大使、在アルバニア日本国大使、在アルメニア日本国大使、在アンドラ日本国大使、在英国日本国大使、在キプロス日本国大使、在コソボ日本国大使、在サンマリノ日本国大使、在バチカン日本国大使、在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国日本国大使、在マルタ日本国大使、在モナコ日本国大使、在モルドバ日本国大使、在モンテネグロ日本国大使、在リヒテンシュタイン日本国大使、在キリバス日本国大使、在サモア日本国大使、在ツバル日本国大使、在ナウル日本国大使、在バヌアツ日本国大使、在パプアニューギニア日本国大使、在アフガニスタン日本国大使、在イラク日本国大使、在エリトリア日本国大使、在カーボヴェルデ日本国大使、在ガンビア日本国大使、在ギニアビサウ日本国大使、在コモロ日本国大使、在コンゴ共和国日本国大使、在コンゴ民主共和国日本国大使、在サントメ・プリンシペ日本国大使、在シエラレオネ日本国大使、在ジブチ日本国大使、在スワジランド日本国大使、在セーシェル日本国大使、在赤道ギニア日本国大使、在ソマリア日本国大使、在チャド日本国大使、在中央アフリカ日本国大使、在トーゴ日本国大使、在ナミビア日本国大使、在ニジェール日本国大使、在ブルンジ日本国大使、在ベナン日本国大使、在モーリシャス日本国大使、在モーリタニア日本国大使、在リベリア日本国大使、在ルワンダ日本国大使、在レソト日本国大使、在カラチ日本国総領事、在ポートモレスビー日本国総領事、国際連合日本政府代表部大使、国際民間航空機関日本政府代表部大使、在ウィーン国際機関日本政府代表部大使、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使、軍縮会議日本政府代表部大使、経済協力開発機構日本政府代表部大使、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部大使及び欧州連合日本政府代表部大使

○総務省告示第三百八十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号イの規定に基づき、平成二十一年七月二十一日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙において在外公館等における在外投票を行うことができる期間に関する期日を次のように定める。

平成二十一年七月二十四日

総務大臣　佐藤　勉

公職選挙法第四十九条の二第一項第一号イに規定する総務大臣が外務大臣と協議して指定する日は、次表の在外公館の長の欄に掲げる在外公館の長の区分に応じ、同表の期日の欄に掲げる日とする。

在外公館の長	期日
在インド日本国大使	
在コルカタ日本国総領事	
在チェンナイ日本国総領事	
在ムンバイ日本国総領事	
在ジャカルタ日本国総領事（在マカッサル出張駐在官事務所を管理する場合に限る。）	
在スラバヤ日本国総領事	
在デンパサール日本国総領事	
在メダン日本国総領事	
在カンボジア日本国大使	
在スリランカ日本国大使	
在チェンマイ日本国総領事	
在済州日本国総領事	
在釜山日本国総領事	
在広州日本国総領事	
在重慶日本国総領事	